

介護予防・日常生活支援総合事業

憩い処よらいや運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人博愛会が開設する憩い処よらいや(以下「事業所」という。)が行う通所型サービス事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者または事業対象者(以下「利用者」という。)に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所型サービスを行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるようサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることをもって、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 通所型サービスの実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 通所型サービスの実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、地域包括支援センター等の介護予防支援事業者、保険医療機関及び関係市区町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者ができることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努める。
 - 4 前項のほか、指定権者が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 憩い処よらいや
- ② 所在地 鳥取県米子市一部 440 番地
- ③ 利用定員 20名(実施単位 1単位)

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び通所型サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他事業の管理を一元的に行うものとするとともに、事業の実施について、遵守すべき事項の指揮命令を行う。
- ② 生活相談員 1名以上
利用者及びその家族との必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。また、個別サービス計画の作成や活動の計画、実施などの管理に努める。
- ③ 看護職員 1名
利用者の健康状態を把握し、健康指導や主治医との連絡調整、家族への看護指導等を行い、安全で快適な通所介護の提供を行う。その他、活動プログラムへの協力を行う。
- ④ 介護職員 1名以上
利用者が自立した日常生活を営むための支援及び介護を行う他に活動プログラムへの協力を行う。
- ⑤ 機能訓練指導員 1名
利用者が日常生活を営むために必要な機能の改善または維持するための機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日は、月曜日から金曜日までとする。(祝祭日を含む。)
- ② 営業時間及びサービス提供時間 午前9時30分から午後4時まで。

(通所型サービスの内容)

第6条 通所型サービスの内容は次のとおりとする。

- ① 食事の提供（午前のみ）
- ② 機能訓練・生活機能向上グループ活動
- ③ 健康チェック
- ④ 送迎

- 2 通所型サービスの提供にあたっては、利用者の介護予防に資するよう利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえ、日常生活を営むために必要な支援を行うために、必要に応じて個別サービス計画を作成する。
- 3 通所型サービスの提供にあたっては、利用者とのコミュニケーションを図るなどの方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切に働きかけるものとする。
- 4 事業者は、自ら提供する通所型サービスの質の評価を行い、主治医又は歯科医師と連携を図りながら、常にサービスの質の向上を図るよう努めるものとする。
- 5 事業者は、通所型サービスの提供にあたって、介護技術の進歩にあわせた適切なサービスが行われるよう配慮するものとする。

(利用料、その他費用等)

第7条 通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 1 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う通所型サービスに要した送迎の費用は、重要事項説明書(別紙)に定める額とする。
- 2 弁当代は、実費を徴収する。
- 3 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 事業者は、通所型サービスの提供中に利用者の体調や病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講じるものとする。なお、主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、米子市の区域とする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第10条 事業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 事業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業者は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(感染対策)

第12条

感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制

で早期の業務再開を図るための業務継続計画（BCP）を策定し、計画に従い必要な措置を講じます。

（その他運営についての留意事項）

第13条 事業者は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後12カ月以内
- ② 継続研修 雇用期間中に職責に応じた階層別の研修を行います
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 原則身体拘束は行わない。ただし本人、他者に生命・身体に危険が及ぶ場合には、同意を得たうえ必要最小限の範囲内で行うことがある。
- 5 利用者の人権擁護・虐待防止のために、必要な措置を講じる。

（虐待防止に関する事項）

第14条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

附 則

この規程は、令和7年5月1日から施行する。

令和7年9月1日改正。